

教職員の懲戒処分について

- 1 職員の所属・職階・年齢等
高松市内の県立高校 教諭 36歳 男
- 2 発令内容
停職6月
- 3 発令年月日
令和4年12月21日
- 4 発令の理由
甲は、令和4年7月27日午前4時23分頃、酒気を帯びた状態で、高松市田村町内の道路において、普通貨物自動車を運転し、酒気帯び運転で検挙された。
かかる行為は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当すると認められる。